

行政文書開示決定通知書

山 中 理 司 様

東京地方検察庁検事正 堺



平成 2 9 年 4 月 2 1 日受付(受付第 1 号)で請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。)第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

- (1) 公判引継事項書記載要領
- (2) 略式請求メモ(司法修習課控)記載要領

2 不開示とした部分とその理由

不開示とした部分は、公にすることにより、犯罪の予防又は捜査、公訴の維持その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報(法第 5 条第 4 号)に該当する。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法(平成 2 6 年法律第 6 8 号)の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、検事総長に対して審査請求をすることができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。)

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法(昭和 3 7 年法律第 1 3 9 号)の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、東京地方裁判所又は行政事件訴訟法第 1 2 条第 4 項に規定する特定管轄裁判所に、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができます(なお、この決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しを求める訴訟は、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から 6 か月以内に提起することができます(なお、裁決の日から 1 年を経過した場合は、この決定の取消しを求める訴訟を提起することができなくなります。)

3 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等 ※ 別添の説明事項をお読みください。

開示請求書において希望された開示の実施方法により、開示の実施を受けられます。

＜希望された実施の方法＞ 写しの送付

なお、次表に記載した方法のうち開示請求書において希望された開示の実施方法と異なる方法によることもできますが、当庁の窓口で開示の実施を希望する場合には、(2)に記載された日時から都合のよい日を選択してください。

行政文書の 種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	納付していただく開示実施手数料の額
A4判文書 4枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	100円	無 料
	②複写機により白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	40円	無 料
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に文書1枚ごとに10円を加えた額	140円	無 料
	④スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に文書1枚ごとに10円を加えた額	160円	無 料

(注) CD-R又はDVD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより、開示実施手数料等が変動することがありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 窓口における開示を実施することができる日時、場所

日時：平成29年 月 日から同年 月 日まで（土・日曜日、祝日を除く。）
の午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

場所：東京地方検察庁1階情報公開窓口
東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料(見込額)

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から7日以内に発送予定

郵送料（見込額）：紙媒体の場合、通常郵便物（定形内）50gまで92円
CD-R又はDVD-Rの場合、通常郵便物（定形外）100gまで140円

* 担当課等 東京地方検察庁 情報公開窓口（担当者：岩上，小川）
電話03-3592-5611（内線：3993，3994）